

非木造住宅（戸建住宅・マンション等） 耐震診断補助制度

枚方市では、昭和 56 年以前に建てられた建築物の耐震診断を積極的に受けていただくため、耐震診断に要する費用の一部を補助しています。



枚 方 市

●お問い合わせ先

枚方市 都市整備部 住宅まちづくり課

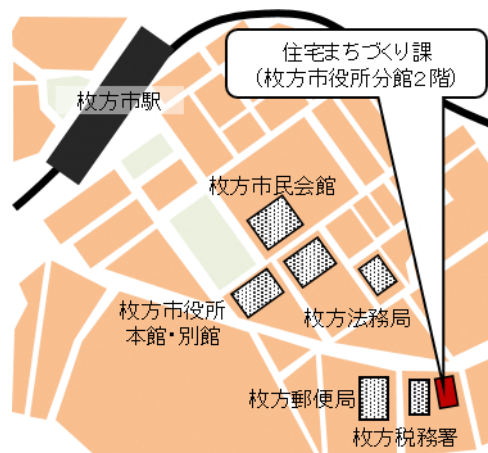
住所：〒573-8666

枚方市大垣内町 2 丁目 9 番 15 号
（枚方市役所分館 2 階）

TEL：072-841-1478(直通)

FAX：072-841-5101

MAIL：jumachi@city.hirakata.osaka.jp



非木造戸建住宅

●対象かどうかチェック（以下のいずれにも該当するもの）

- ☐ 昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準で建てられた木造以外の戸建住宅
- ☐ 現に居住し、または居住しようとしているもの
- ☐ 申込者がその建物の登記簿名義人である

●補助金額

耐震診断に要した費用の 1/2 の額（補助額の限度：25,000 円）

非木造共同住宅（マンション等）

●対象かどうかチェック（以下のいずれにも該当するもの）

- ☐ 昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準で建てられた**木造以外**の共同住宅
- ☐ 現に居住し、または居住しようとしているもの
- ☐ 申込者がその建物の登記簿名義人である

●補助金額

以下の①～③のうち、いずれか少ない額

- ①耐震診断に要した費用の 1/2 の額
※耐震診断に要した費用は、延べ面積 1 m²あたり 3,670 円を上限として算出します。
- ② 1 戸あたり 25,000 円×戸数
- ③ 1 棟あたり **100** 万円

●診断方法

一般財団法人日本建築防災協会等が主催する既存建築物の耐震診断に関する講習会を受講し、受講終了証の交付を受けた建築士が、同協会による各構造別の「耐震診断指針」及び「耐震診断基準」等に基づき行ったものとします。

●注意事項

▷耐震診断に着手（契約）した後の申込みはできません。**必ず事前にご相談**ください。

▷申込者は登記簿上建物を所有している方となります。複数人で所有している場合は全員の同意が必要です。

複数人で所有している場合、全員が補助対象要件を満たしている必要があります。

▷受付期間は 4 月 7 日～12 月 26 日（完了報告書の提出期限は 2 月 27 日）です。受付期間内に予算が上限に達した際は、受付を終了します。

耐震診断とは

「耐震診断」とは、建築物が地震に対してどの程度耐えることができるか、その建築物の図面や実地調査で、柱、梁、壁等の形状、材料などの地震に対する強さを把握し、現行の耐震基準と同等の基準（耐震改修促進法で規定）により構造計算を行い、地震に対する安全性を調べることです。

1. 建築物の状況調査

設計図書を参考に、実地調査により建築物の現況を把握します。例えば、鉄筋コンクリート造の建築物の場合は、壁からコンクリートの供試体を抜き取り、その強度や状態を調べます。

また、鉄骨造の場合は必要に応じて仕上げ材を取り除いたり、器具を用いて、柱や梁などの接合部等の状態を調べたりします。

2. 計算に基づく診断

設計図書や建築物の状況調査を踏まえ、建築物の柱、梁、床の内容から、構造計算により地震に対する安全性を評価します。

3. 耐震改修等の検討

診断の結果、現行の耐震基準が求めている耐震性能と同等以上の耐震性が確認できない場合は、耐震改修や建替えについてご検討下さい。

耐震診断の実施をお考えの皆様へ

- ・枚方市では、非木造住宅（戸建て住宅・マンション等）の改修設計および改修工事の補助制度はありませんので、ご注意ください。
- ・非木造住宅の耐震診断を行う建築士の紹介や、耐震診断に要する費用や実施方法等のご相談については、枚方市ではお答えいたしかねますので、下記の大阪建築防災センターまでお問い合わせください。



耐震診断・耐震改修等に関する相談窓口

大阪建築物震災対策推進協議会※では、耐震診断や耐震改修等に関する相談窓口を開設しています。

一般財団法人 大阪建築防災センター 耐震部

TEL 06-6942-0190

※大阪建築物震災対策推進協議会とは、行政、建築団体及び事業者団体が連携、協力して府内の建築物等の震災対策を推進するために設立された協議会です。

手続きの流れ



※このパンフレットは補助制度の概要を示したものです。詳細については住宅まちづくり課にお問合せ下さい。